

は野田町長が第十七工場の作業開始に奔走せるに對し小泉七三氏、小岩井相助氏の兩名を代表として詰問せしめた。

二十三日 會社側は本日も引續き工場長會議を開催、

一、罷業工員に對する賃銀は來る二十九日各工場入口に於て之を支給すること。

二、罷業後に於ける各工場の整理は今後二、三日中に片付くべきに付各工場より半数位の店員を派し一舉に第十七工場の整理に取掛り場合に依りては引續き作業を開始すること。

三、決算期に於ける各工場の在庫品其他の調査は今回に限り各工場長並に副監督に於て責任を負ひ調査すること。

の三項に關し協議し、且會社は遂に爭議團より提出の要求事項に對し本日書留郵便を以て左記の通り拒絶の通知を爲した。

同 答 書

昭和二年九月二十三日

野田醬油株式会社

交渉委員 野澤兼吉殿外委員御中

昭和二年九月十五日午後六時三十分口頭を以て御申出に係る要求の件

右總べて御希望に應じ難く候也

昭和二年九月十七日午後一時頃御申出に係る刺貸賃銀二割増加の件

右御希望に應じ難く候也

野田町在住の園粹會員後藤幸次郎氏は同町に園粹會支部を設置したるが、本日同會園東木部より副幹事長鈴木榮太郎氏外幹事等五名來野協議の結果先づ勞賃の意見を徴したる上調停に立つべしと稱し、爭議團本部に山口彪氏を會社に並木工場課長を訪問調停の申込を爲したるが執れも拒絶された。

尙ほ同日社會民衆黨千葉縣第一支部員高橋尙氏等は昨日來爭議團員の居住せる野田町外各町村長を訪問し爭議の爲め工員の收入皆無となりし理由に依り戸數割其他の徴收を解決迄延期せられ度き旨懇談する所があつた。

二十五日 會社は「既設工場整理廢止ナラスヤモ知ズ」との聲明書を發し、且つ日給支拂通知を出す。爭議團は、町民諸彦に告ぐし並に「願なし」なるビラを出す。

二十六日 會社は土工鈴木長次郎氏外一〇一名を臨時に採用、第十七工場に約五〇名、製樽工場に約二〇名其他に一二名宛を配屬せしめた。

「天下の一大事」と題し一町民より労働組合の經營参加を非難せるビラ出づ。

二十七日 會社は午前七時三十分より第十七工場の作業を開始し、引續き自動車を以て第十七工場工員の戸別訪問を爲しつ、且つ、第十七工場の作業開始に就て「第十七工場開始」「罷業突發の因由について」と題する三種のビラを作成野田町及び附近町村に頒布した。爭議團に於ては購買組合樓上に於て各委員長會議を開催小岩井相助氏より本朝第十七工場の作業開始せられたる旨報告し、今後飽く迄持久戦を以て臨むべく決議し、且つ、會社の陰謀を曝露す」と題する會社側の宣傳に對する辯駁書を發表した。

又爭議員の一部が自警の爲め竹槍製作中官憲に於て探知され竹槍七十四本を押收されると共に關係者小岩井相助氏外三八名は引致された。

二十九日 爭議團に於ては竹槍問題にて最高幹部が一齊に檢束されし爲め不取敢古谷作藏氏を爭議團長に推し總同盟本部より來接の福岡金次郎氏及び東京聯合會池善二氏參謀となり對策に付協議した。

三十日 池善二氏は各工場委員會集合所を巡視し今回惹起したる竹槍問題の如き輕暴妄動を戒め今後に於ける團員の自重を促した。尙檢束中五りし小岩井相助氏外七名は本日釋放された。

會社は工員一四六名(小岩井相助氏外四五名は懲戒解雇、關根徳藏氏外九九名は會社の都合に依る解雇)に對し解雇辭令を書留郵便を以て發送した。